

1 助成対象となる事業者

- (1) 新駅周辺地区において次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築や設備の取得を行う事業者
- ①令和13年3月31日までに建築工事が完了するもの（建築基準法に基づき検査済証の交付を受けたもの。）。
 - ②都市計画で定める事項に関する法令等の関係規定に適合し、かつ、違反していない建築物であること。
 - ③第一種事業又は第二種事業（次ページ）の用に供する建築物であること。
- (2) 新駅周辺地区に新築された自己又は他者が所有する(1)の建築物において、次の要件のいずれにも該当する事業経営を行う事業者（ただし、北斗市内での移転は対象になりません。）
- ①令和14年3月31日までに第一種事業又は第二種事業（次ページ）の営業を開始するもの。
 - ②事業経営するに当たり、関係法令の適用を受けるものは、当該関係法令の関係規定に適合し、かつ、違反していないこと。

2 補助金の算定基礎・要件・補助率など

(1) 建築投資額等に対する助成

算定基礎	補助金を交付できる回数	区分	第一種事業	第二種事業
建築投資額 (土地取得費含む)	新築したとき (1回)	補助要件	算定基礎の額が 3,000万円以上	算定基礎の額が 2,000万円以上
		補助率	15%	10%
		補助金限度額	2億2,500万円	1億5,000万円
設備取得額	新築又は取得したとき (1回)	補助要件	算定基礎の額が 300万円以上	算定基礎の額が 200万円以上
		補助率	15%	10%
		補助金限度額	2,250万円	1,500万円
土地賃借料	3回	補助要件	1 計算期間の算定基礎の額が 30万円以上	1 計算期間の算定基礎の額が 30万円以上
		補助率	15%	10%
		補助金限度額	100万円	70万円
建物賃借料	3回	補助要件	1 計算期間の算定基礎の額が 200万円以上	1 計算期間の算定基礎の額が 100万円以上
		補助率	15%	10%
		補助金限度額	1,800万円	600万円

※注意事項

- ①「建築投資額」に居住部分は含まれません（延床面積で按分。）。
- ②「計算期間」とは、事業経営を開始した日の属する月の初日から1年ごとの期間。
- ③「土地賃借料」「建物賃借料」は、親会社・子会社間の契約等は、対象としません。

(2) 特定雇用者の増人数に対する助成

特定雇用者とは・・・

事業者が新たに雇用して、新駅周辺地区の事業所で勤務させる従業者で、次のいずれにも該当する方をいいます。

- ①雇用期間の定めがないこと。
- ②雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、確認を受けていること。
- ③勤務開始の日から1年以上継続して雇用されていること。

補助金の計算方法は・・・

計算期間末日の特定雇用者数と、その前の計算期間末日の特定雇用者数を比べ、増えているときに限り、その増えた人数に応じ、1人当たり30万円の補助金を交付します。

補助金の交付は3回行うことができ、1回の補助金限度額は600万円です。

3 補助金を受けるための手続き

- (1) 建築又は事業経営を開始する前に「事業計画書」を提出していただき、市長の認定を受ける必要があります。
- (2) 上記認定後、投資を算定基礎とする補助金は、事業年度後に「補助金交付申請書」を提出していただき、資産計上がなされているか検査した後に補助金を交付します。経営コストや特定雇用者に対する補助金は、計算期間後に補助金交付申請書を提出していただきます。

4 その他

補助金の交付後5年以内に補助対象となった財産を処分したり、市への協議がなく事業経営を休止又は廃止したときは、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付した補助金の一部又は全部の返還を求められます。

■第一種事業

大分類	中分類	小分類
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館、ホテル
不動産業、物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業（飲食店、小売店その他管理、補助的経済活動を行う事業所等が複数入居可能な不動産を建設する事業で、貸家業及び貸間業を除く事業）

■第二種事業

大分類	中分類	小分類
情報通信業	通信業	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業
	放送業	公共放送業（有線放送業を除く）、民間放送業（有線放送業を除く）、有線放送業
	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
	インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
運輸業、郵便業	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業
	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業
	水運業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業
	航空運輸業	航空運送業、航空機使用業（航空運送業を除く）
	倉庫業	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）、冷蔵倉庫業
卸売業、小売業	各種商品卸売業	各種商品卸売業
	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）、衣服卸売業、身の回り品卸売業
	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業
	機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業
卸売業、小売業	各種商品卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業
	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業（自動車、自転車を除く）
金融業、保険業	銀行業	銀行（中央銀行を除く）
	協同組織金融業	中小企業等金融業、農林水産金融業
	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関
	金融商品取引業、商品先物取引業	金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業
	補助的金融業等	補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業
不動産賃貸業・管理業		不動産賃貸業（第一種事業に該当する事業、貸家業及び貸間業を除く）、駐車場業、不動産管理業
物品賃貸業		各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
	専門サービス業（他に分類されないもの）	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業
	技術サービス業（他に分類されないもの）	広告業 獣医療業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	簡易宿所、その他の宿泊業（会社の寄宿舎並びに独身寮及び学生寮を除く）
	飲食店	食堂、レストラン（専門料理店を除く）、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビアホール、バー、喫茶店、その他の飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業（ソープランド業を除く）
	その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業
	娯楽業	映画館、興行場（別掲を除く）、興行団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、その他の娯楽業
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
医療、福祉	医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業
複合サービス事業	協同組合（他に分類されないもの）	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）、事業協同組合（他に分類されないもの）
サービス業（他に分類されないもの）	自動車整備業	自動車整備業
	機械等修理業（別掲を除く）	機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
	職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業
その他の事業サービス業	その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
上記以外の業種		管理、補助的経済活動を行う事業所に限る

※注意事項

- この表における業種区分は日本標準産業分類によるものです。
- この表に該当する業種であっても、次に掲げるものは助成の措置の対象としません。
 - 風俗営業法の規制及び適正化等に関する法律第2条第1項の適用を受けるもの
 - その他市長が公序良俗を維持する観点から助成の措置を講じることが不適当と認めるもの